

INVESTING IN MALAYSIA: TAX PERSPECTIVE



マレーシア国税庁長官 タンスリ・モハマ・シュクール

はしがき 本稿は、平成26年4月24日にIFA日本支部と日本租税研究協会との共催で行われたマレーシア国税庁長官のタンスリ・モハマ・シュクール氏による「INVESTING IN MALAYSIA: TAX PERSPECTIVE」と題する講演をとりまとめたものである。なお、当日の配布資料については本文末尾にまとめて掲載している。

1. はじめに

ご紹介いただきましてありがとうございます。本日は日本の経済界の皆様方とこうしてお会いして、お話をさせていただく機会を得たことを大変うれしく思っております。マレーシアの税制について、お話をさせていただくのは、今回で2度目です。本日は税制面から、マレーシアへの投資について、お話をしてみたいと思っております。

2. マレーシア税制の現状

マレーシアにおける課税の範囲ですけれども、まず所得税がございまして。所得税は1967年の所得税法に基づいて課せられる税目でありまして、年間所得に応じて課税対象者が支払うものとされております。わが国では、所得税は属地主義を取っております。そしてこの所得税法の執行をつかさどっておりますのが国税庁（The In-

land Revenue Board : IRB) です。

資料3の一番左にあります所得税の課税対象範囲（Scope of Income）について申し上げます。

所得税が課税される所得の源泉ですが、まず、貿易、専門職業・事業からの利得・利益、それから給与、報酬、雇用からの利得・利益、つまり給与所得です。それから、配当、利息、利子、割引、賃料、ロイヤルティー、プレミアム、年金、保険、その他の定期的な支払い、その他所得の性質を持つ利得・利益となっております。

同じ資料3の左から2つ目、Single Tierについてご説明したいと思います。

2008年1月1日まで、わが国ではインピュテーションシステムが取られておりました。このインピュテーションシステムの下では、マレーシア居住法人は、株主に支払う配当について、源泉徴収をしなければなりません。支払配当について源泉徴収を認めないと、同じ所得について2度課税をすることになりますので、回避するための方式としてインピュテーションシステムが用いられておりました。しかし、2008年の税制改正におきまして、インピュテーションシステムに代わりSingle Tierシステムが導入されました。Single Tierシステムでは、法人が支払った法人所得税が最終税額となり、株主に支払われる配当については課税されません。

そして、この左から3つ目の四角に囲まれて

おります申告納税制度 (Self Assessment System)についてお話いたします。以前は、マレーシア政府は賦課課税制度で租税債務に対して課税しておりました。つまり、納税者が申告書を作成して所得をIRBに申告します。この申告された所得についてIRBが最終課税金額を決定いたしまして、課税通知が納税者の手元に届きます。この課税通知に支払うべき税額が書いてあるという制度でした。

申告納税制度が導入されましたのが、2001年でした。導入年の課税年度に、まず対象となったのが株式会社です。2001年度にまず株式会社に申告納税制度を導入した後、2004年の課税年度にビジネス、パートナーシップ、組合、個人にも申告納税制度が導入されました。この申告納税制度においては、申告書提出日をもって課税日としております。

次は一番右のボックス、優遇税制 (Tax Incentive) についてです。マレーシアはさまざまな優遇税制を用意しております。特に注力して優遇税制を整備しております分野としては、農業、製造業、サービス業、輸出業です。優遇税制についてはまた後ほどの資料で説明したいと思っております。

3. マレーシアの位置付け

2013年の国連貿易開発会議 (UNCTAD) の報告書によりますと、マレーシアは海外からの対内直接投資において非常に魅力的な国であるという評価を得ております。

マレーシアの経済力を支えておりますのが何かといいますと、原油、天然ガス、スズ、木材、やし油、ゴムといった天然資源があります。

そして、2012年にGDP経済成長率5.6%を記録いたしました。国民1人当たりの所得は9,674米ドルとなっております。工業製品の全輸出に占める割合は、2012年の段階で67%でした。

世界銀行の「2014年版 Doing Business Re-

port (ビジネス環境の現状)」という報告書によりますと、マレーシアはビジネス活動のやりやすさで世界第6位という評価をもらっています (資料4)。

資料5のグラフは、マレーシアへの対内直接投資の推移を2006年から2013年まで見たものです。2013年には、この金額が25%という大変高い伸びを示しております。

また、マレーシア国内の製造業を日本企業が非常に力強く支えてくださっているということが、資料6のグラフから見て取れます。

4. マレーシアと日本の租税条約

資料7は、マレーシアと日本の間の租税条約について説明しています。国際的二重課税の排除等を提供していることが、租税条約を締結していることの1つのメリットです。そして租税条約のもう1つのメリットは、相互協議 (Mutual Agreement Procedure: MAP) という紛争解決のメカニズムが活用できるという点です。

マレーシアが初めて日本と租税条約を結びましたのは、1971年のことです。そして、日本とマレーシアの間の租税条約が改正されて締結されましたのが1999年のことで、これが発効いたしましたのが2000年のことです。

現在、源泉税率でありますけれども、配当についてはゼロ、利子・ロイヤルティーについては10%となっております。

この利子所得に対する源泉税率は、国内の税率は15%ですので、それに比べると、租税条約における税率は非常に優遇的な税率となっております。

5. 日本の役割

さて、マレーシアにおける日本の役割ですが、マレーシア日本人商工会議所 (JAC-TIM) が1993年に設立されて、両国間の経済活動を活性化させることになったわけです



(資料8)。

日系企業がこれまでどのような分野に投資をしてくださっているかといいますと、まず製造業、食品、化学薬品、コモディティ、鉄鋼、金属、機械、電気機械、電気装置となっております。次は貿易サイドです。金融、建設、サービス業への日系企業の投資、進出が盛んです。

6. マレーシアの優遇税制

そして、申しあげました優遇税制についても詳しい説明をしたいと思えます(資料9)。優遇税制は、企業の税負担を軽減するためのものです。わが国における優遇税制の形態ですけれども、課税所得に対する免税措置、資本支出に対する投資控除、経費の損金算入、そして加速資本控除です。

税制優遇措置ですけれども、これを規定しております法律が2つあります。1つは、1967年の所得税法、もう1つが1986年の投資促進法、この2つです。

所得税法の下での優遇税制といたしましては、経費の損金算入、また課税所得の免税、また投資控除です。そして優遇税制につきましては、全て官報で公表がなされております。

経費の損金算入、控除について少しお話をしておきます。3種類あります。1つがシングル

ディダクション、もう1つがダブルディダクション(二重控除)、もう1つ、3つ目が追加控除です(資料11)。

7. 所得税法の改正

先ほど少し申し上げましたが、1967年の所得税法が最近改正されております。

資料12ですが、1つの要素として、LLPがあります。パートナーに対して有限責任というプロテクションを提供するのがLLPでして、これは株式会社の株主の有限責任と似ております。今回、法改正でLLPが導入されたことによりまして、わが国でも企業家は、より最適な事業形態をさまざまなオプションの中から選ぶことができるようになりました。

もう1つ、今回の改正で導入されました事業形態が、LLPに加えてビジネストラスト(事業信託)という形態でありまして、これは法人という形を取らず信託という形を取ります。ただ、所得税法の下では、LLPにしても事業信託にしても、法人とビジネスのストラクチャーの税制上の扱いについては、ほぼ同じであります。

さて、相互協議(MAP)に関しては、マレーシアの税法でも、マレーシア居住の多国籍企業に対して、権限のある当局による相互協議を要

請することが認められております。これが相互協議手続きと呼ばれているものです。条約相手国の国外関連法人との国境をまたいだ取引に対して移転価格課税等により国際的な二重課税がされた場合に、権限ある当局による相互協議を申し立てることができるという仕組みです。

そして、次にご説明したいのが、今回の税制改正で企業に対して電子申告が義務付けられたという点です。2014課税年度から、企業は監査済み財務諸表に基づいて電子的に申告書を提出する義務を負うことになりました（資料13）。

そして、2つ目の改正内容ですけれども、雇用の納税申告の簡素化が図られております。給与所得について、月次の給与からその税額を控除するというメカニズムが導入されました。現行年度において、その被用者が支払わなければならない税額を納めてもらうという制度です。そして、雇用主は毎月、給与から天引きをいたしました税額をIRBに対して納付しなければなりません。

また、2014年の予算で初めて認められたのですけれども、雇用者は、その個人の税金を今後は申告しなくて済むことになりました。給料から天引きをされる税額が、被用者にとっては最終税額となるからです。

わが国にはさまざまな経済開発計画がありますけれども、その中で定められた戦略に基づいて、わが国の事業経済活動を刺激し活性化するという取り組みをわが国政府は行っておりますけれども、その一環といたしましてマレーシアの税制はあるわけです。

そして、先ほどからご紹介いたしました一連の優遇税制、そして1967年の所得税法が今回改正されたことによりまして、以前にも増して経済活動に優しい税制環境が整ったと考えております。

ご清聴いただきましてありがとうございます。ご質問がありましたらお受けいたします。

質疑応答

（Q1） 数日前にマレーシアの女性の方にお会いする機会があったのですが、流暢な英語で世界経済の動きをお話しておられました。このような知的レベルの高い方々によって経済が支えられているのかと思うとマレーシアにとっては最大の強みであり、外国から投資を誘致する際にも、大きな魅力になるだろうと思います。また豊富な天然資源に恵まれていることも大きな強みになると思います。

しかしながら、フィリピンやシンガポールに比べて、日本人の間でマレーシアの人気のそれほど高まらないのはなぜなのか。マレーシアは、日本人にとってとても重要な国であるにも拘らず、クアラルンプールとはどこなのかということ聞かれる日本人が今でもいます。その意味では、ぜひ広報、PRに力を入れていただきたいということをお願いいたします。日本におりますと、マレーシアを日本へ紹介する広告が少ないような気がしております。

税制についてご説明いただきましたけれども、ベストな税制の1つではないかと思えます。インピュテーションシステムからsingle Tierシステムへの変更、また賦課課税制度を廃止し、申告納税制度を導入したことは評価すべきであると思っています。

そういうことで、今後とも税制を改善するという取り組みは続けていただきたいと思えます。

（タンスリ・モハマ・シュクール） 本当に率直なご意見を頂きまして、大変感謝いたしております。頂きましたご意見につきましては、ぜひ関係当局に持ち帰って伝えたいと思っております。もっと積極的にPRをやるべきであるという貴重なご意見、本当にありがとうございます。

当時のマハティール首相が、ルックイースト政策を提唱いたしました。東方政策ということ

で、国の発展・開発のために、日本・韓国をマレーシアの長兄として見習うべきであるということ提唱いたしました。税制につきましても、今後、継続的な見直しを進めまして、納税者にとって、より簡素なわかりやすい税制にする努力を続けてまいりたいと思っております。

そういった取り組みをする中で、これまでも、日本の国税庁、それから JICA には、大変ご支援を頂いております。

(Q2) ASEAN の動きとの関係で質問したいと思えます。

ASEAN は現在、経済共同体の形成に向けて統合を進めていると認識しています。タリフをはじめとして、貿易の障害となるものを撤去しているということで、動きが進んでいると思えますけれども、そういった動きに対してマレーシアはどのような戦略で臨むということを考えていらっしゃるのでしょうか。

また、この紹介の中では、日本からの投資、日本との条約ということのご紹介がありましたが、日本企業が ASEAN 地域で活動する、ASEAN 地域に展開をしていくということが予想されますけれども、そういったものに対しては、どういった姿勢で臨んでいくことになりそうですでしょうか。

以上2点についてお尋ねしたいと思います。

(タンスリ・モハマ・シュクール) 今ご指摘のように、ASEAN は加盟国間の統合を目指しております。地域統合を目指しているわけですが、当然その中では関税障壁の撤廃を目指しているわけです。そして ASEAN に投資をしようと考えてくださる外国の投資家に向けてインセンティブを用意するという取り組みが進もうとしております。

そういった ASEAN のイニシアチブが進んでいる中であって、マレーシアの戦略としては、ぜひともファーストチョイスとして ASEAN の中でマレーシアを外国の投資家の方々へ選ん

でいただけるように、さまざまな努力を進めております。つまり、ビジネスをやっている方にとりましては、時は金なり、時間は非常に重要でありますので、手続きの簡素化、そして手続きの短縮化を進めているところであります。

租税条約につきましても、今後とも、2国間の租税条約という形は変わらないと思えます。たとえ ASEAN が統合をされることになったとしても、租税条約という意味では、あくまで2国間の協定ということになりますので、第三国に適用することはできないでしょう。

(Q3) 実務的な話になりますが、法人の所得に対して日本では、国税及び地方税が所得に対してかかってくるのですけれども、マレーシアの方では、地方税が法人の所得にかかるのかどうか、確認させていただきたいと思えます。

(タンスリ・モハマ・シュクール) わが国では所得税は国のレベルでしかかかりません。連邦のレベルでということです。ですので、個人所得税にしても、法人所得税にしても、1度だけ、つまり国のレベルでの課税のみです。

(Q4) マレーシアは、税率を引き下げる方向であると伺っておりますが、近隣諸国、タイなども税率引き下げの方向にありますし、シンガポール等も優遇税制等を提供しているという環境下での他国との争いの中での税率引き下げの動きというふうに理解しております。一方で、GST も導入されるようなお話を伺っております。その中で、この GST の導入が税源を補うような形での導入であるとするならば、今後、タックスインセンティブの縮小、課税ベースの拡大の方向に向かっていくのでしょうか、率直なコメントを頂ければと思えます。

(タンスリ・モハマ・シュクール) 高額課税ブラケットを一般論として税率を下げていく、

つまり高額所得者に対する税率を下げるということを、その中でわれわれはやろうとしているわけです。なぜかといいますと、今ご指摘のように、ASEAN 各国、ASEAN 域内で確かに競争があるからです。

マレーシアでは、企業に対する税制優遇措置のパッケージとして考えていただかなければならないわけで、最終税率だけではなく、それに加えてどのような税制上の優遇措置があるかということも含めて、1つのパッケージとして評価をしていただく必要があります。

例えばですけれども、マレーシアとシンガポールを比較したとします。法人の場合の最高税率は、シンガポールは17%で、マレーシアは25%です。しかし、その税率だけで比べていたきたくはないわけで、マレーシアはそれ以外に、例えば免税措置ですとか、優遇税制をさまざま設けておりまして、シンガポールが提供していないものもいろいろあるわけです。それらも含めて考えていただきたいのです。10年間70%免税、10年間100%免税、5年間100%免税などあるわけです。最高150%から200%までの投資控除もあります。

これまでのわが国の経験から言いますと、外国企業・多国籍企業がマレーシアに投資をしてくださる場合、最初の5年間はタックスホリデーが使えます。その間は無税ということになります。

GST（物品サービス税）ですけれども、2015年に導入する予定です。税率は6%としております。ただ、GSTの導入と軌を一にする形で、売上税・サービス税、この2つについては廃止を予定しております。それから税率についても引き下げる予定です。GSTと所得税のバランスを取るためです。

今後についてですが、今度ともわが国は課税標準・課税ベースを広げていかなければいけないと思っております。同時に、経済界に対して、どういう優遇税制・インセンティブを提供することができるのかということについて考えてい

きたいと思っております。今後も整備をしていきたい。

なぜならば、外国企業がマレーシアに投資をしてくださることによって、わが国における雇用機会が高まります。また、わが国が輸出する物品に付加価値が付くことにもなります。そして、投資をしてくださることが技術移転にもつながるということです。

(Q5) 私どもの会社もマレーシアに拠点を幾つか持っており、さまざまなタックスインセンティブがあって活用させていただいているのですが、研究開発に対する支援税制のようなものがあるかどうか教えていただきたいと思えます。

(タンスリ・モハマ・シュクール) 既に進出をしてくださっているということで、あらためて御礼申し上げます。マレーシア国内における研究開発に対して二重控除を用意しております。つまり、追加控除というような形になります。それから、研究開発費の控除、損金算入を認めております。ただ、この優遇税制の適用を受けるためには、本当にそれが研究開発目的なのであるということを、立証していただく必要があります。

さらに、再投資控除(Reinvestment Allowance)というインセンティブも設けております。さらに事業を発展するために、マレーシアで再投資をしていただきたいという思いがありまして、そういう優遇措置も設けています。

(Q6) 我々もマレーシアに現地法人を抱えておりまして、これまで税務調査にも来ていただいておりますけれども、非常に理屈にかなった、非常に紳士的な調査をしていただいております。

企業にとりまして、税制優遇措置は歓迎すべきものであると思っておりますけれども、ただ1点気になる点をご質問させていただきます。

現在、OECDでBEPSの議論が進んでおりますけれども、これがマレーシアの優遇税制に影響を及ぼすかどうかということを教えていただければと思います。

(タンスリ・モハマ・シュクール) 政府に成り代わりまして、投資をしていただいていることを御礼申し上げます。

BEPSの議論がOECDで行われているということは、私どももよく承知しております。インセンティブも使ってくださいというところで、そのインセンティブは今後とも提供し続けますし、将来的にはまた新しいインセンティブを使っていただけるということもあるかもしれません。ですので、わが国においてBEPSが、今用意している、或いは将来的に用意するインセンティブに影響を及ぼすということを心配していただく必要はないかと思います。どういう場合にBEPSが問題となるかといいますと、移転価格、つまり独立企業間の原則に適合しない、まやかしの取引が関わっている等々ときのみBEPSの観点から問題になるわけです。

わが国がこれまで、それから今後とも提供する優遇税制というのは、例えば、ある一定の製品の製造を国内で促進していきたいという目的ですとか、経済活動を活性化させたいという目的ですとか、地域経済をある1つの地域において活性化させたいという、そういった個別の目的を持って導入される優遇措置でありますので、これは問題ありません。ただ、BEPSの観点から問題になり得るのは、主として取引が関連者間の取引である場合です。

(Q7) 日本は、高度成長を経て先進国入りをしました。その後、バブルの崩壊を経験し、不況に苦しみ、結果として財政の赤字という状

況になっているのですが、今のマレーシアの財政の状況を教えてほしいと思います。

また、法人税の引き下げ競争という流れがあると思いますが、今後のマレーシアの税務戦略について教えていただきたいと思います。

(タンスリ・モハマ・シュクール) 例えば今年、本年度は、わが国の法人税率は25%となっております。向こう2年間で1%ずつこれを引き下げる予定です。この税率の引き下げにつきましては、できる限り近隣諸国の動きと足並みをそろえる形で合わせていきたいと思っております。最高税率が向こう20年の間に引き上げられるかということ、可能性は非常に低いと思います。

(Q8) APAの手続きについて質問させていただきます。マレーシアでは、しばらく前に制度を導入されておられますが、よろしければ、APAについての手続きの現状など、お話しただけのところがあれば、伺わせていただきたいと思っております。

(タンスリ・モハマ・シュクール) プレゼンテーションの中でも若干申し上げたかもしれませんが、今ご指摘のように、マレーシアは既にAPAを導入済みでありまして、既に日本企業何社かとAPAを結んでおります。

ただ、これまでのところ、ほとんど場合は相互協議(MAP)を通じたAPAの締結となっております。といいますのも、APAは将来の取引に関して事前確認を取るという性格のもので、もし将来年度に発生するかもしれない問題について、何とか解決しておきたいということであれば、どういう条件を満たしていただかなければならないというのは、もちろんありますけれども、ぜひIRBの方にご相談ください。